

第４２回太田市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和７年５月２８日（水）午後２時００分から午後２時３０分
開催場所	太田市役所 議会棟４階 常任委員会室
出席委員	加藤正己委員、稲塚祐輔委員、新井洋子委員、湯沢昭委員、星野一広委員、前田純也委員、木村浩明委員、高田靖委員、長正祐委員、益満義博委員、増田一郎委員、吉田武委員（代理出席 多胡交通官）、中村芳恵委員、野口晃委員
欠席委員	長島佳男委員、箱田美紀委員
事務局出席者	都市政策部 田村部長、山本副部長 都市計画課 石崎参事、山藤課長補佐、下山主任、木内主事
議案担当課	都市計画課 石崎参事、山藤課長補佐、下山主任
議案	議案第１号 太田都市計画道路の変更（３・５・２４号大泉尾島線ほか４路線の変更）について（県決定） 議案第２号 太田都市計画道路の変更（３・４・３１号尾島環状線ほか３路線の変更）について（市決定）
事務局 （木内主事）	只今より第４２回太田市都市計画審議会を開会いたします。進行を務めさせていただきます、都市計画課の木内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただきますが、これからの発言につきましては、前にありますマイクのボタンを「マイクオン」にして、緑のランプが点灯した状態で発言していただき、発言が終わりましたら、スイッチをもう一度押していただき、オフにするようお願いいたします。 本審議会につきましては、太田市都市計画審議会条例第５条第３項に、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日は１６名の委員のうち１４名がご出席いただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。

事務局 (木内主事)	ここで、人事異動等による委員の変更がありましたので。新たに委員に就任された方をご紹介します。 太田市議会議長でございます、星野一広委員。 太田市議会総務企画委員長でございます、長正祐委員。 群馬県太田土木事務所長でございます、益満義博委員。 太田警察署長でございます、吉田武委員。なお、本日は公務の御都合により、多胡交通官の代理出席となっております。 ここで、事務局の紹介をさせていただきたいと思います。 太田市都市政策部長の田村です。 同じく都市政策部副部長の山本です。 同じく都市政策部参事、都市計画課長の石崎です。 都市計画課の山藤です。 同じく下山です。 どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (木内主事)	続きまして、太田市都市計画審議会の会長であります、湯沢会長よりご挨拶をいただきたいと思います。湯沢会長よろしくお願いいたします。
湯沢会長	会長を務めさせていただいております湯沢と申します。よろしくお願いいたします。今回の審議会の委員、私を含めてですけども、令和7年6月30日、来月の30日までが任期ということですので、このメンバーで審議会を行うのは最後になるのではないかなと考えております。 今日ご審議いただくのは都市計画道路の見直しという案件です。本日県案件とそれから市の案件、両方ありますけども、都市計画行政の都市計画道路の見直しというのが進んでおります。太田市においても過去に都市計画道路の見直しを決定された。 今日はその決定をされた案件の中ですね、2つの案件についてご審議をいただくということになります。 私が昔、都市計画道路の見直しの作業をしたときには、群馬県全体でも、3割4割ぐらいの未着手都市計画道路というのがあったように記憶しております。 古くはもう戦後と昭和20年代からですね。ですから古いものはもう60年とか70年くらい前の計画がですね、いまだに残ってしまっていると、なかなか一度都市計画決定されたものを廃止するというのはそれほど簡単な議論ではないですし、問題なのは、都市計画決定をされますと、決定をされた土地利用に制限が課される。 つまり、その道路計画上の土地を所有している、個人ですね企業もそうですけども、好き勝手な建築物は建てられないという制約がございます。 そういった制約が過去何十年と続いてきた中で、解除しますよということになったときにはですね、いろんな問題がまた発生するのではない

湯沢会長	かと思えますけども。 もう５０年６０年もたってしまった計画をそのまま次の世代に引き継ぐというのは非常に、無理があるのではないかなと。 それから土地利用も大分変化してきておりますので、やはり早い時期に継続をするのか或いは廃止をするのかということはですね、行政の１つの大きな役割ではないかなと。 そういう意味で、今日は２つの案件がございますので、慎重なるご審議をよろしくお願いしたいと思います。
事務局 (木内主事)	ありがとうございました。引き続きまして議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、太田市都市計画審議会条例第５条第２項の規定に、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。 湯沢会長、よろしくお願いいたします。
湯沢議長	それでは指名ということですので、しばらくの間議長を務めさせていただきます。本日の議事日程につきましてはお手元の日程の順序で会議を進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 日程第３の会期の決定につきましては、太田市都市計画審議会条例施行規則第５条第１項に基づきましてお諮りをさせていただきます。本会議の会期は本日１日ということによろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
湯沢議長	ありがとうございます。異議なしと認めまして、本会議の会期は本日一日と決定させていただきます。 次に議事録署名人を私の方から指名をさせていただきます。議席番号６番星野一広委員、議席番号７番前田純也委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。 それから、太田市都市計画審議会条例施行規則第７条では、審議会の会議は、原則として公開するものとするということになっておりますけども、公開するか否かにつきましてはご検討をお願いしたいと思います。 事務局からの説明をよろしくお願いいたします。
事務局 (山藤課長補佐)	はい。本日上程の議案につきましては、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。 よって太田市都市計画審議会条例施行規則第７条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。審議会の公開につきましては以上となります。
湯沢議長	今事務局から説明がありましたけども、本議案につきましては公開とし、傍聴を認めるということによろしいでしょうか。

	(異議なしの声)
湯沢議長	はい、ありがとうございます。異議なしとし、傍聴を認めるということにさせていただきたいと思います。本日、傍聴者はいらっしゃいますか。
事務局 (山藤課長補佐)	はい。本日の傍聴者はございません。
湯沢議長	はい、ありがとうございます。傍聴者なしということですので、次の日程に移らせていただきたいと思います。 日程第5議事に入ります。それでは初めに、本日は2議案でございます。いずれも都市計画道路の変更に関する議案です。関連もありますので、一括で説明をいただきまして、採決は別々で行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
都市計画課 (石崎参事)	都市計画課石崎です。引き続きよろしくお願いいたします。 議案第1号および議案第2号の2議案につきまして、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。着座にて失礼いたします。 議案に入る前に、本日の資料でございますが、事前に配布させていただきました議案書議案第1号、議案書議案第2号、別添資料の3つの冊子、それと本日机に配布させていただいております、A3判の参考説明用資料の4種類でございます。議案についてはA3判の参考説明用資料をご覧くださいながらご説明させていただきます。 まず初めに、参考説明用資料でございますが、該当路線のうち、青色が変更の無い箇所、オレンジ色が廃止する箇所、赤色が、交差点部、接続部の形状等を変更する箇所でございます。図中の黒の①から⑤議案第1号の群馬県決定に係る路線、赤字の⑥から⑨が議案第2号の太田市決定に係る路線で、それぞれ四角の中が変更前後の内容となっております。路線の端の丸い部分が路線の始まり、矢印が路線の終わりとなっております。

また、白抜きの黒字の①から⑤、それぞれその下に破線の赤で囲ったエリアがございますが、そちらが一部廃止または変更となる箇所です。それぞれの詳細は別添資料冊子の計画図 6 分の 1 から 6 分の 6 に記載がございます。それでは、議案第 1 号 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 太田都市計画道路の変更、3・5・24 号大泉尾島線ほか 4 路線の変更について。群馬県決定でございます。

本案につきましては、都市計画法第 18 条第 1 項の規定により、県決定の都市計画の変更について、県より市に対し意見を求められております。本日の都市計画審議会の審議を踏まえ、市としての回答を県に行う予定でございます。

議案書の 2 ページをお開き下さい。

変更する路線は、記載の 5 路線でございますが、議案第 2 号の太田市決定に係る路線の変更に伴い交差部等の変更を行うものでございます。詳細は、後ほど新旧対照表によりご説明いたします。

議案書 3 ページをご覧ください。

理由書でございます。変更する路線の位置、太田市決定路線の変更に伴い変更する旨、変更概要について記載しておりますが、こちらを併せて新旧対照表によりご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。上段が変更前、下段が変更後の内容でございます。

なお、構造欄の車線数は、当初決定において車線数が定められていなかった路線について、平成 10 年に改正された都市計画法施行令第 6 条第 1 項の規定に基づき、車線数を定めるものでございます。

初めに大泉尾島線でございますが、A3 版の参考説明用資料の①の旧国道 354 号線で、こちら車線数を定め、白抜き②③の市決定尾島環状線の一部廃止による交差部及び接続部の、白抜き④の市決定歴史公園南北線の一部廃止による接続部の形状変更を行うものでございます。

次に木崎尾島線でございますが、説明資料の中央下部の②のカギの字型の路線で、車線数を定め、白抜き①の市決定尾島環状線の一部廃止による形状変更を行うものでございます。

3 路線目でございます。大間々尾島線でございますが、説明資料の左側③の南北に走る路線で、車線数を定め、白抜き④の市決定新町徳川線の一部廃止による形状変更を行い、白抜き⑤の路線の端、矢印部分を現道にあわせて路線の線形を変更するものでございます。

4 路線目の下田島尾島線でございますが、説明資料の中央下部④の南北に走る路線で、白抜き①の市決定尾島環状線の一部廃止による形状変更を行うものでございます。

最後に 5 番目の内ヶ島上小泉線でございますが、説明資料の右側⑤の路線で、車線数を定め、白抜き⑥の市決定竜舞中央線の全区間廃止による形状変更を行うものでございます。

続きまして議案第 2 号についてご説明を申し上げます。

議案書議案第 2 号の冊子の 1 ページをお開き下さい。

議案第 2 号 太田都市計画道路の変更、3・4・31 号尾島環状線ほか 3 路線の変更について、太田市決定でございます。

都市計画課 (石崎参事)	2 ページをお開き下さい。 変更路線は、記載の4路線でございます。詳細は、後ほど新旧対照表によりご説明いたします。 3 ページをご覧ください。 理由書でございます。変更する路線の位置、変更概要などについて記載しておりますが、中央部の変更に至った経緯について一部朗読させていただきます。 太田市では、社会情勢の変化や人口減少・少子高齢化の進行を背景として、都市計画道路について、未整備区間を対象に必要性および実現性の検証を行った。この結果、3・4・31号尾島環状線、3・5・54号新町徳川線及び3・5・55号歴史公園南北線の未整備区間、3・3・13号竜舞中央線の全区間に関して、都市計画決定時と比べて必要性が低下し、また代替路線が存在し、廃止しても道路ネットワーク上支障がないことから、当該区間を廃止する。 尾島環状線、竜舞中央線は昭和35年6月に、新町徳川線、歴史公園南北線は昭和62年3月に当初決定された路線で、古い路線ですと、当初決定から50年以上が経過しており、必要性、実現性のない路線を指定しておくことは、住民に不要な制限を課すこととなり、令和2年6月の見直し案に基づきまして、今回、見直し手続きを行うものでございます。 4 ページをご覧ください。 新旧対照表でございます。上段が変更前、下段が変更後の内容でございます。 初めに尾島環状線でございますが、A3版の参考説明用資料の赤⑥のカタカナのコの字型の路線で、白抜き①②③のオレンジ色部分を廃止するものでございます。路線の一部廃止により平面交差が5箇所、区域延長を2,600mに、環状機能がなくなることから、名称を3・4・31号岩松亀岡線に変更するものでございます。 次に新町徳川線でございますが、説明資料左側の赤⑦のカタカナの逆コ字型の路線で、車線数を定め、白抜き④⑤の東西のオレンジ色部分を廃止するものでございます。路線数を定め、路線の一部廃止により平面交差が2箇所、区域延長を1,130mに変更するものでございます。 3路線目の歴史公園南北線でございますが、説明資料左側の赤⑧の路線で、白抜き④⑤の南北のオレンジ色部分を廃止するものでございます。車線数を定め、路線の一部廃止により平面交差が1箇所、区域延長を350mに変更するものでございます。 最後に4路線目の竜舞中央線でございますが、説明資料右側の赤⑨の路線で、白抜き⑥のオレンジ色部分の全区間を廃止するものでございます。 議案第2号の説明は以上でございます。 続きまして、議案第1号及び議案第2号に関する住民意見反映措置の結果をご報告申し上げます。まず、地元や関係権利者への説明として、令和6年12月に説明会及び書面による説明を実施いたしました。
-------------------------	--

都市計画課 (石崎参事)	次に、都市計画法第16条に基づく原案の閲覧を令和7年2月14日から28日まで行い、その間に公述の申し出を受け付けましたが、申し出が無かったため、公聴会の開催を中止いたしました。次に、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を令和7年4月18日から5月2日まで行いましたが、その間に提出された意見書はございませんでした。 以上、2議案について、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。
湯沢議長	只今、担当課より議案第1号太田都市計画道路の変更、群馬県決定の5路線について、および議案第2号太田都市計画道路の変更、太田市決定の4路線についての説明がありました。 審議に入る前に確認をさせていただきます。ただいま説明に使っていただいたA3の参考資料について、右下の方に凡例が書いてありますけど、変更しない部分が水色、廃止箇所がオレンジ色、変更箇所が赤で示されておりますけども、変更しない部分というのはすでに出来上がった都市計画道路なのか、あるいは、現在建設中なのかですね、それについて内容を教えていただければと思います。
都市計画課 (石崎参事)	はい。基本的には計画通り整備されているものです。一部、既成道路ということで、計画に近い形で整備されていると。いずれにしても整備済みの路線となります。
湯沢議長	はい。ありがとうございました。そうしますと、オレンジ色が廃止。廃止に伴って、当然交差部が変わりますので、そこが変更箇所として赤で示されている箇所になるのではないかと思います。 第1号議案、第2号議案につきましてご意見をいただきたいと思います。採決は別々に行いたいと思います。ご意見がございましたら挙手をお願いいたします。
益満委員	はい。今の参考図、印刷の問題かもしれないのですが、黒の白文字で3番と書かれているオレンジの線を右に行きまして、青い線になるのですが、この道は東まで出来ていますか。 あと、下の線とずれているのですが、これは載っているということですか。
都市計画課 (石崎参事)	はい。すみません。おっしゃる通り印刷の関係でずれてしまっている部分がございます。青い部分については基本的に整備済みということです。

益満委員	はい。ありがとうございました。
湯沢議長	よろしいですか。 ちなみに、廃止されるオレンジの部分に既存の道路というのは存在するのですか。
都市計画課 (石崎参事)	はい。住宅などの道路形態自体がない部分と、計画とは大幅に異なる幅員のものがあるということになります。多くの部分が道路自体ないということになります。
湯沢議長	ありがとうございます。 ほかにご意見はございませんか。
野口委員	廃止になる龍舞中央線なのですが、これにつきまして、東武線の南側は立体交差をするような側道がらみの構造ができているかと思うのですが、あの構造は残るということでしょうか。
都市計画課 (石崎参事)	はい。委員おっしゃる通り、道路と緑地部分とすでに整備されていて、都市計画道路としては廃止いたしますが、市道としては現状通りとなります。
野口委員	ということは、あの形状のまま行くということで、まっすぐの道を作るというようなことはなく、現状の真ん中に緑地がある形で行くということでしょうか。
都市計画課 (石崎参事)	はい。今のところ現状の道路を活用する予定でおりますが、地域の方等から意見があれば、また検討していくことができればと思います。以上です。
湯沢議長	はい。ありがとうございます。そのほかいかがですか。 特にご意見がないようですので、第1号議案ですね、県決定になりますけども、これについて異存なしとすることに賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
湯沢議長	はい。ありがとうございます。 全員の賛成ということで、第1号議案につきましては、計画案に異存なしということで決定をさせていただきたいと思います。 議案第2号ですね。太田都市計画道路の変更。これは太田市決定ですけどもこれに異存なしとすることに異議の無い方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
湯沢議長	はい。ありがとうございます。 全員の賛成ということで、第2号議案につきましても、計画案に異存なしということで決定をさせていただきたいと思います。本日の案件は2件ですので、以上をもちまして審議を終了し、議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局 (木内主事)	湯沢議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。 また、委員の皆様には、慎重なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。 ただいまご審議いただきました案件につきましては、いただいたご意見等を参考に事務を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。 以上をもちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。